

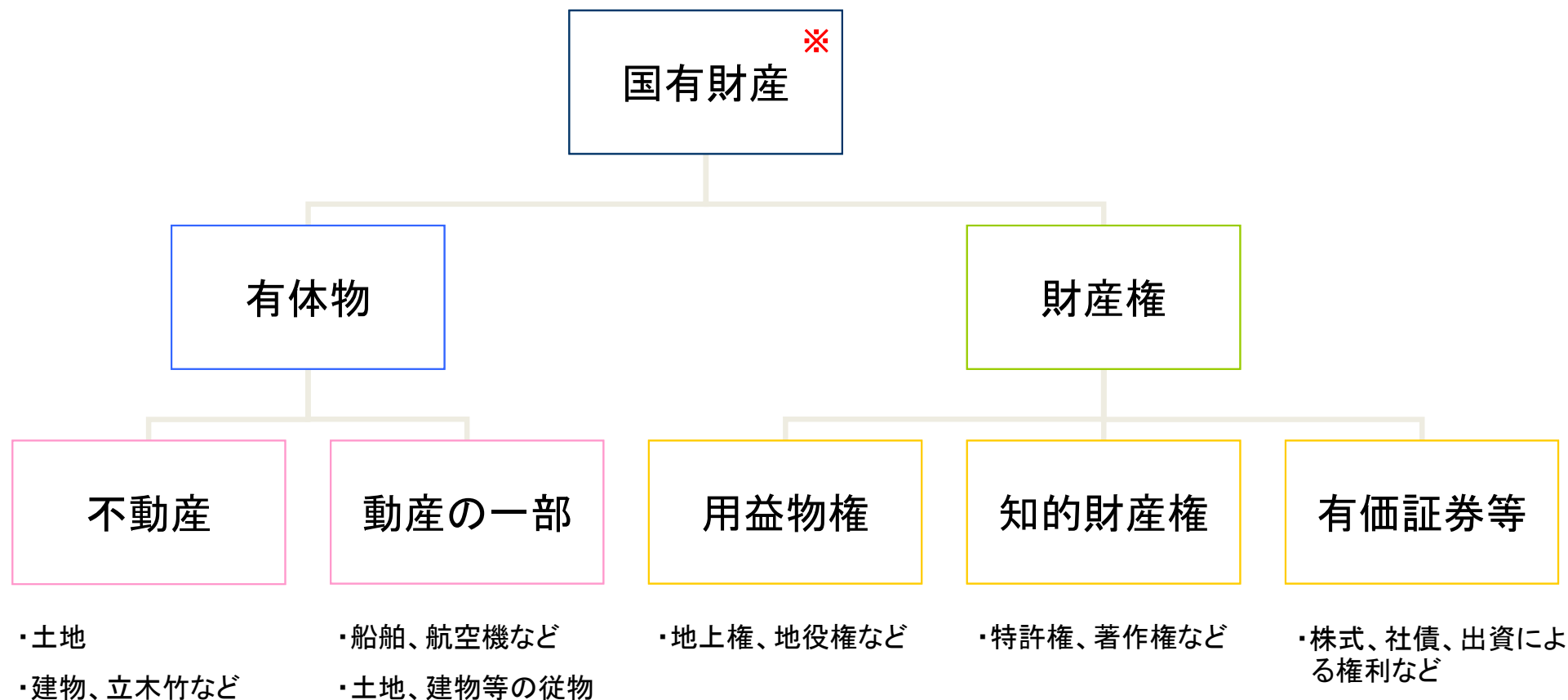
# 国有財産の現状

令和5年5月17日  
財務省理財局

# 国有財産の概要

# 国有財産の範囲

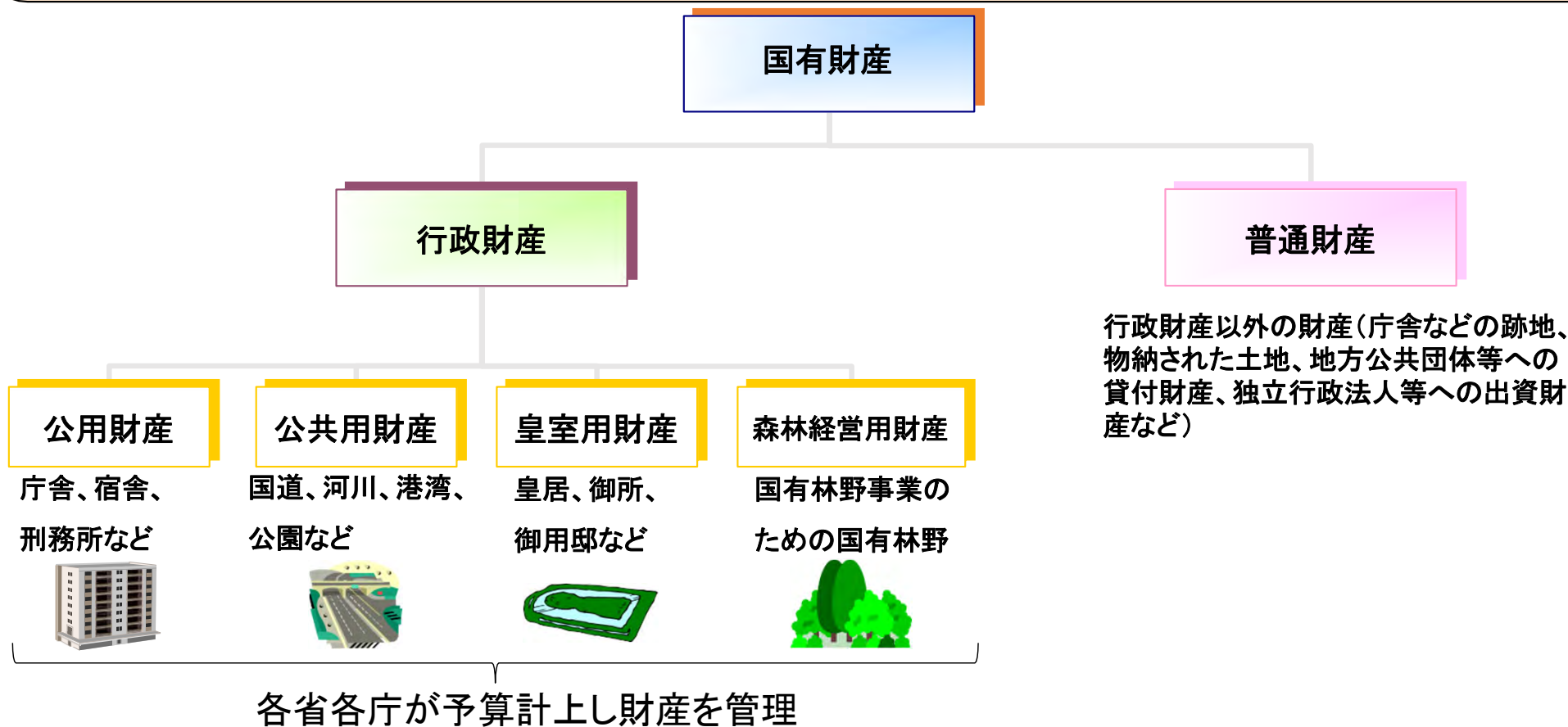
- 国は、不動産(土地、建物など)、動産(現金、自動車、船舶など)、用益物権(地上権など)、債権(貸付金など)、知的財産権など、多種多様な財産を所有しており、広い意味で「国有財産」という場合には、国が所有する財産の全てを指します(広義の国有財産)。
- しかし、国有財産行政において対象とされている財産は、国有財産法上の国有財産(狭義の国有財産)、すなわち、不動産、一部の動産、有価証券などを指します。
- なお、国有財産法の対象とされていない国有財産の例としては、現金(会計法において規定)、債権(国の債権の管理等に関する法律において規定)、物品(物品管理法において規定)などがあり、別の法体系の下におかれています。



※ 国有財産法上の国有財産(狭義の国有財産)。ここには、現金・預金、物品、債権などは含まれません。

# 国有財産の分類

- 国有財産の管理及び処分を規定する国有財産法においては、国有財産を「行政財産」と「普通財産」に分類しています。
- 「行政財産」には、庁舎などの「公用財産」や、道路・河川・公園などの「公共用財産」などがあり、各省各庁の長が管理することとされています。
- 「普通財産」には、庁舎などの跡地、物納された土地、地方公共団体等への貸付財産、独立行政法人等への出資財産などが含まれます。



※国有財産法（昭和23年法律第73号）（抄）  
第5条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

# 様々な国有財産①

国会議事堂《衆議院・参議院事務局所管：公用財産》



釧路湿原《環境省所管：公共用財産》



昭和記念公園《国土交通省所管：公共用財産》



東京国際空港《国土交通省所管：公用財産》



# 様々な国有財産②

正倉院《宮内庁所管：皇室用財産》



政府専用機《防衛省所管：公用財産（航空機）》



(写真：官邸HPより)

大阪城公園《財務省所管：普通財産（大阪市へ無償貸付）》



(写真提供：大阪市)

カスタム君《財務省所管：公用財産（商標権）》



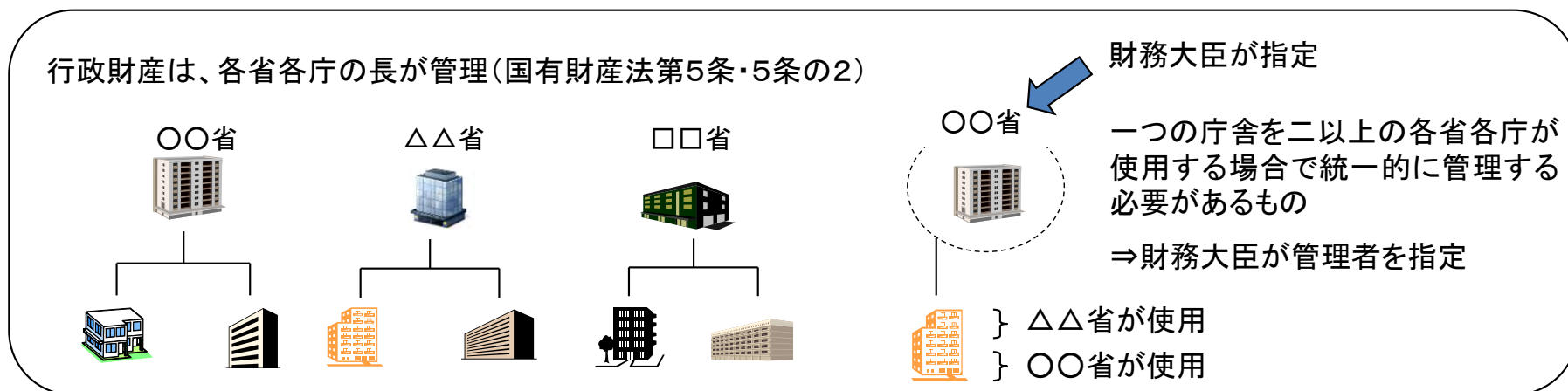
(税関HPより)

# 国有財産の管理処分(1)

○ 国有財産の「管理」とは、国有財産の取得、維持、保存及び貸付け等の運用を行うことをいい、「処分」とは、売払い、交換、譲与、信託等を行うことをいいます。こうした管理処分については、行政財産と普通財産とでは取扱いが異なります。

## ◆行政財産の管理機関

国有財産法第5条は、「各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。」と規定し、行政財産の管理機関を定めています。なお、ここでいう「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長を指します。



### 公用財産

- ・各省各庁の長が管理
- ・国家公務員宿舎のうち合同宿舎…財務大臣
- ・重要文化財、重要有形民俗文化財等  
…文部科学大臣
- ・空港…国土交通大臣
- ・统一的に管理する必要がある財産  
…財務大臣が指定する各省各庁の長

### 公共用財産

- ・河川、道路、港湾等…国土交通大臣
- ・土地改良財産、漁港施設  
…農林水産大臣
- ・国営公園…国土交通大臣
- ・国民公園…環境大臣

### 皇室用財産

- ・皇居、御所等  
…内閣総理大臣(宮内庁)

### 森林経営用財産

- ・国有林野  
…農林水産大臣(林野庁)

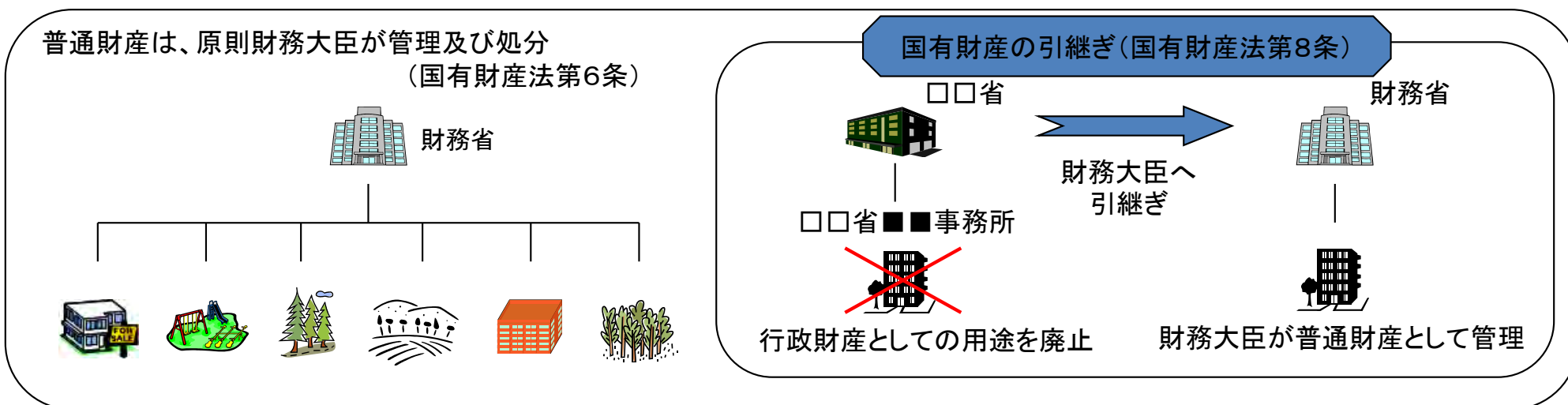
# 国有財産の管理処分(2)

## ◆普通財産の管理処分機関

国有財産法第6条は、「普通財産は、財務大臣が管理し、又は処分しなければならない。」とし、普通財産の管理処分機関を「財務大臣」と規定しています。

行政財産は「管理」のみで「処分」が行えないのに対し、普通財産は「管理」のほか「処分」を行うことができます(国有財産法第18条、20条)。

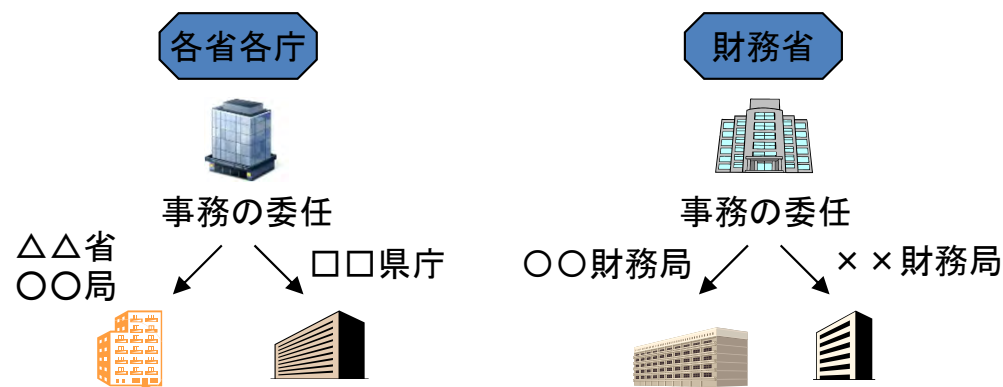
また、普通財産は財務大臣が管理及び処分することから、原則として、各省各庁の長が行政財産の用途を廃止することによって普通財産となったもの等については、財務大臣に引き継がなければなりません(国有財産法第8条)。



## ◆事務の委任

各省各庁の長は、所管する国有財産に関する事務の一部を下部組織の長、又は地方公共団体に行わせることができます。

また、財務省は、国有財産の総合調整に関する事務の一部を全国の財務局等に行わせています(国有財産法第9条)。



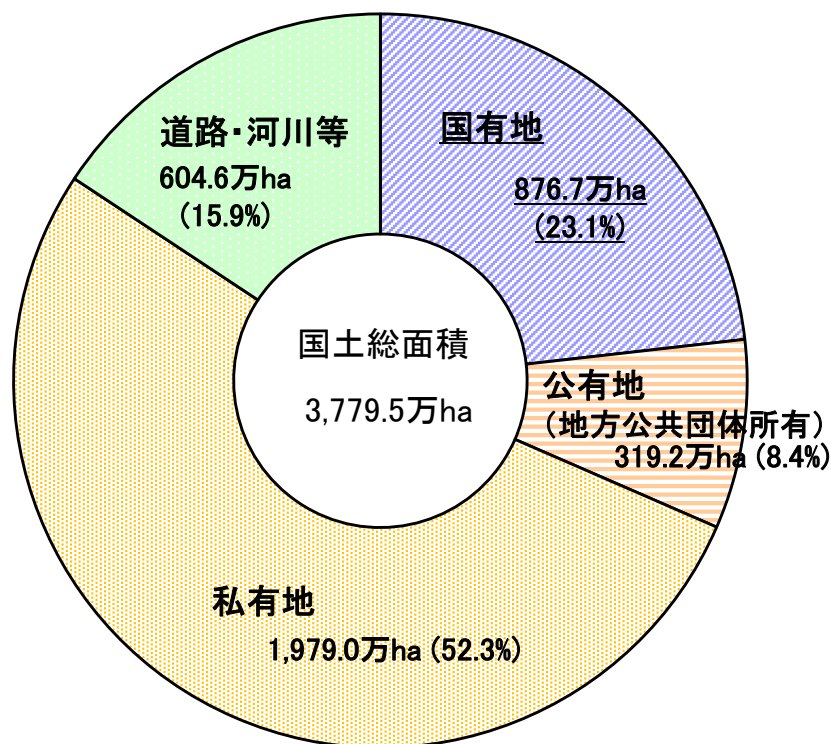


# 国有地の面積

- 令和3(2021)年度末の国有地の面積は876.7万haであり、国土の約4分の1を占めています。
- その大部分(約97%)は森林経営用財産(国有林)で、国有林野事業に用いられています。この森林経営用財産(国有林)は、国土の保全や自然環境の保護という観点から重要な役割を担っており、屋久島、小笠原諸島、白神山地のように世界遺産に登録されているものもあります。
- 森林経営用財産以外の国有地は約23万haとなっています。

## 【国土に占める国有地の面積の割合】

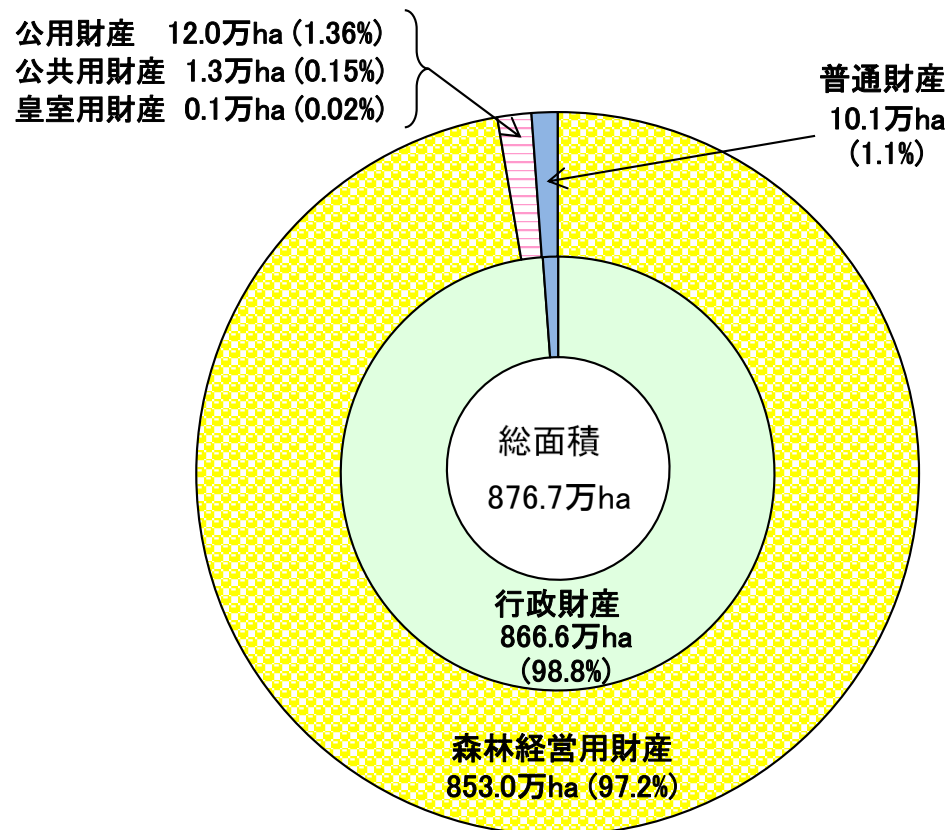
(令和元(2019)年の数値)



- (注1) 国土交通省提供資料により作成しており、右記グラフとは時点が異なります。(国有地については令和元年度末時点)
- (注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

## 【国有地の内訳(面積)】

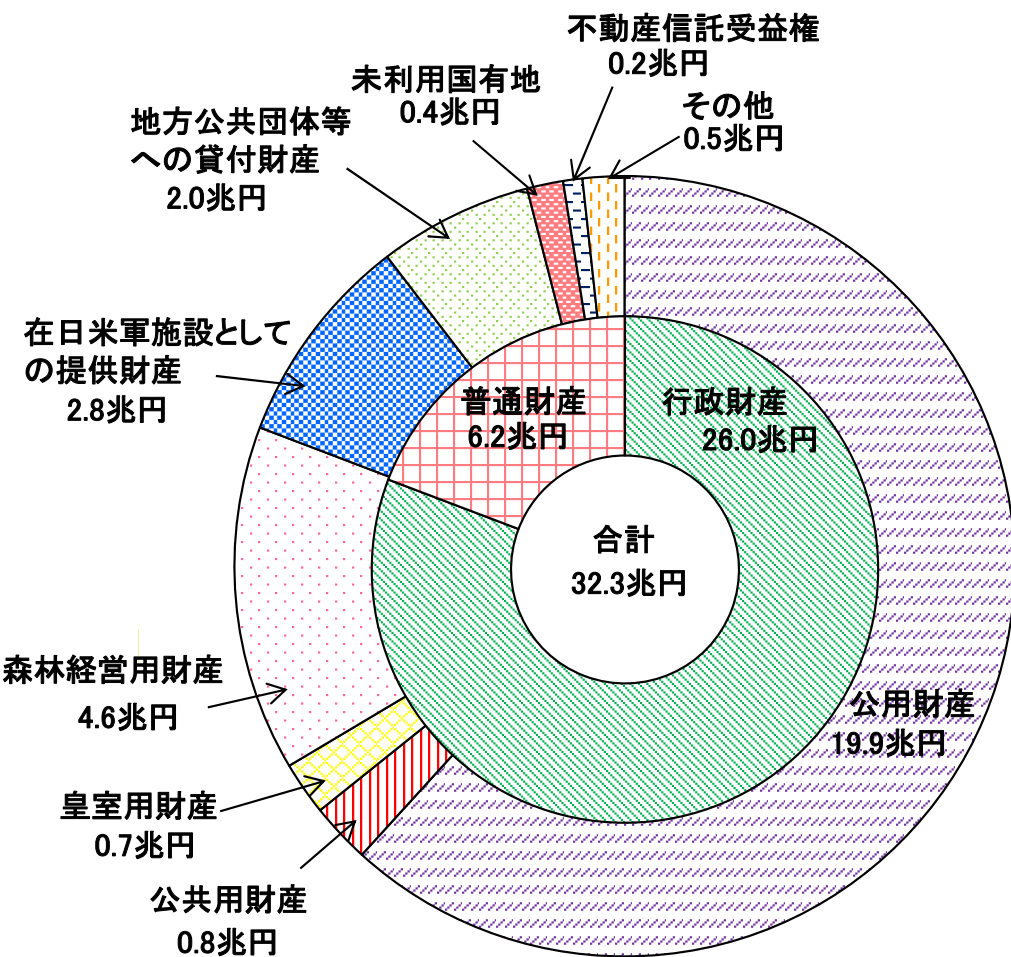
(令和3(2021)年度末現在)



- (注1) 公共用財産のうち、国有財産台帳以外の台帳(道路台帳、河川現況台帳等)で管理されている財産(道路、河川等)は、含まれておりません。
- (注2) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

# 国有財産の現在額(令和3(2021)年度末現在)

## 【国有財産(土地・建物等)の内訳】



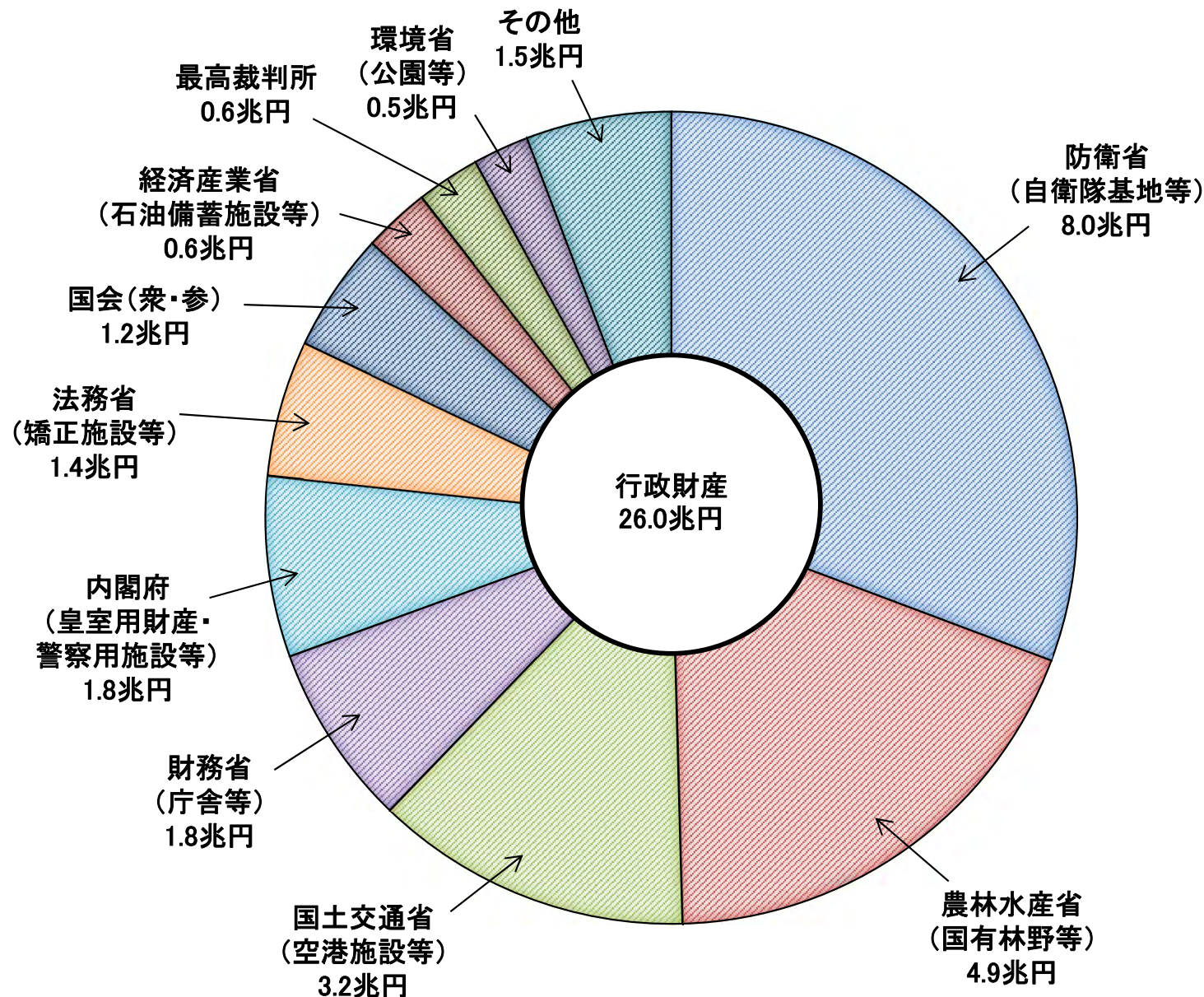
## 【土地の内訳】

行政財産			普通財産	
種類	内訳	価格(兆円)	内訳	価格(兆円)
公用	防衛施設	4.2	在日米軍施設としての提供財産 (横田飛行場、横須賀海軍施設、岩国飛行場等)	2.0
	空港施設 (東京国際空港等)	1.0		
	国会施設	1.1		
	矯正施設(刑務所等)	0.4	地方公共団体等への貸付財産 (代々木公園、大阪城公園等)	2.0
	裁判所施設	0.4		
	その他	5.0		
小計		12.2	未利用国有地	0.4
公共用	新宿御苑、国営昭和記念公園等	0.6	その他 (山林原野等)	0.4
皇室用	皇居等	0.6		
森林経営用	国有林野事業	1.0	<b>計②</b>	<b>5.1</b>
<b>計①</b>		<b>14.6</b>	<b>総計(①+②)</b>	<b>19.8</b>

(注) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

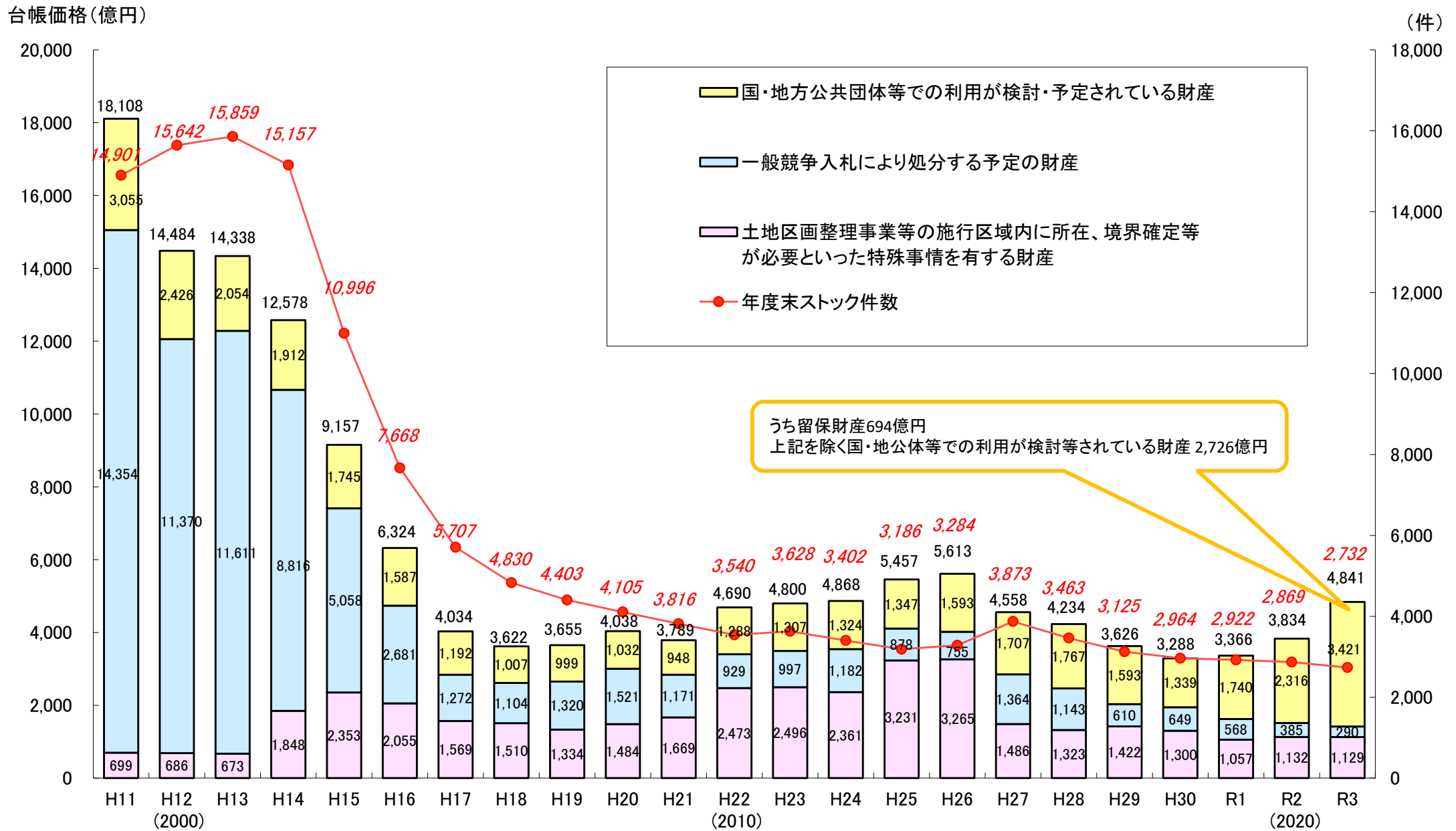
(注) 公共用財産については、道路・河川等(令和3年度末 国の財務書類上で156兆円)を除く。

(令和3(2021)年度末現在)



# 未利用国有地のストックの推移

普通財産



(注) 単位未満切り捨て。

(注) 未利用国有地の大宗を占める、財務局等が管理する未利用国有地（一般会計）のストックについて推移を示したもの。

# 未利用国有地のストックの内訳

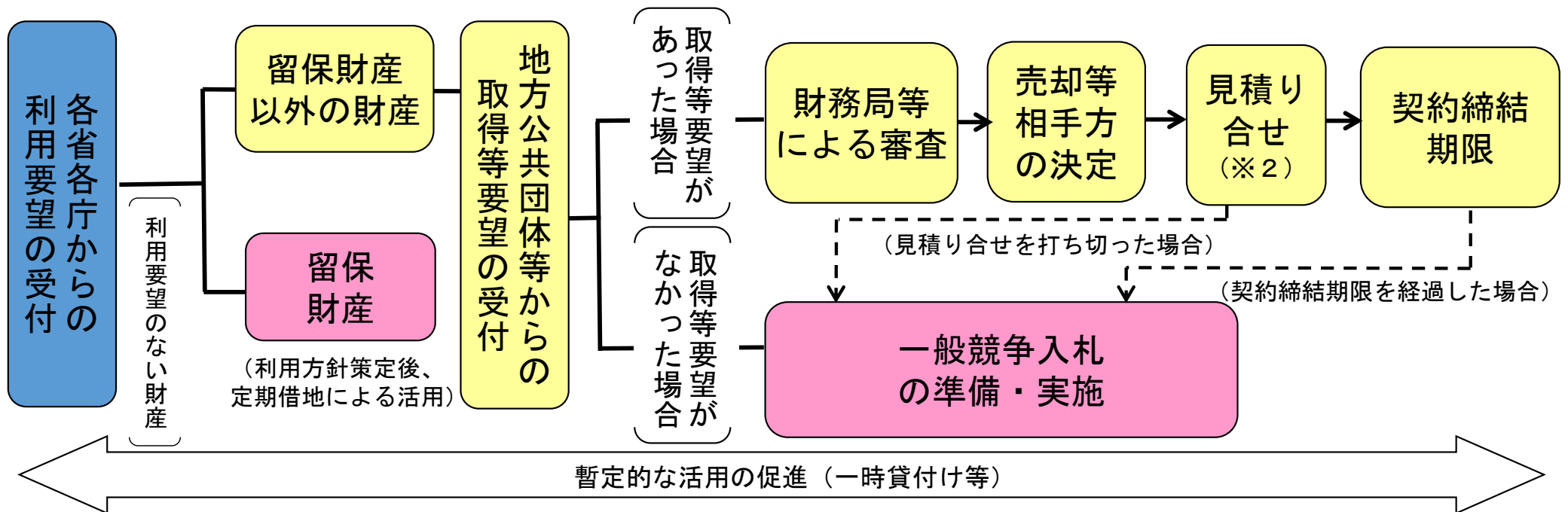
普通財産

(令和3(2021)年度末時点)

内訳	件数	金額(億円)
国・地方公共団体等での利用が検討・予定されている財産	253	3,421
国が所有権を留保し、地方公共団体等の意見も踏まえ定期借地権による貸付けを行う財産(留保財産)	75	694
国の庁舎等での利用を検討・予定している財産	38	756
地方公共団体等へ売却を検討・予定している財産	65	358
地方公共団体等へ貸付け等を検討・予定している財産	75	1,612
一般競争入札により処分する予定の財産	1,293	290
入札未実施の財産	434	164
売残り財産	859	125
土地区画整理事業等の施行区域内に所在、境界確定等が必要といった特殊事情を有する財産	1,186	1,129
合 計	2,732	4,841

(注)「金額」欄は単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

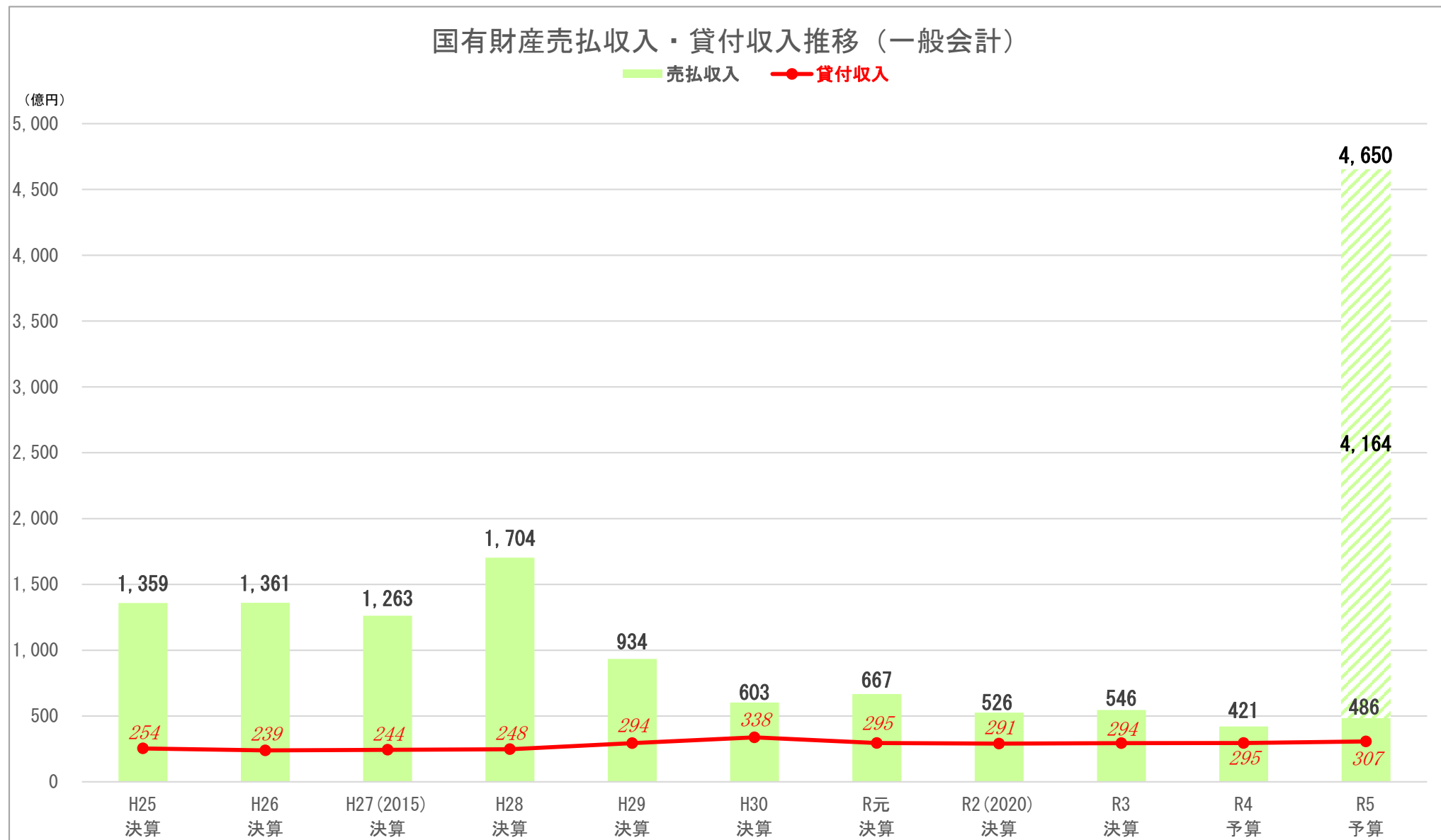
- 国有地の売却等については、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、迅速かつ透明・公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めています。
- 具体的には、各省各庁に対し、国利用要望の確認を行い、利用要望のない財産については、留保財産の選定基準等に基づき、留保財産（※1）に選定するかどうかを判断し、選定された財産については、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けによって活用を図ることとなります。
- 留保財産以外の財産については、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとし、取得等要望があった場合には、地方公共団体等に対して、可能な限り早期の契約締結を求めています。
- また、国有地の売却等がなされるまでの間は、維持管理費用の削減や土地の有効活用を図るため、一時的な貸付けを行うなど暫定的な活用を進めています。



※1 留保財産とは、地域にとって有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ、定期借地権による貸付けによって、有効活用・最適利用を図ることとした財産をいう。

※2 見積り合せとは、売却等相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。なお、見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ることとなる。

# 国有財産売払収入・貸付収入の推移(一般会計)



(注)財務省資料より作成。

(注)貸付収入とは、各省各庁主管の「(款)国有財産利用収入-(項)国有財産貸付収入」のうち、「(目)土地及水面貸付料」「(目)建物及物件貸付料」「(目)機械貸付料」「(目)港湾施設貸付料」の合計。

(注)単位未満四捨五入。

(注)R5予算の4,164億円は「大手町プレイス」の政府保有分の売却収入。

# 国有財産の更なる活用について



- 有用性が高く希少な国有地は、留保財産として国が所有権を留保し、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図っています。
- 将来においてより多くの行政需要が生じる可能性があるか等との観点から、基本的には、首都圏・近畿圏をはじめとした各地方の経済・行政の中心となる地域に所在する一定規模(1,000~2,000㎡)以上の国有地を目安としつつ、それら以外の地域も含め、それぞれの地域や個々の土地の実情等の個別的な要因も考慮して、総合的に判断し留保財産を決定します。
- 留保財産の決定は、国民共有の財産の取扱いに係る重要なものであることから、留保すべきか否かの判断は、地域の実情に通じている国有財産地方審議会で審議の上、個々の財産ごとに決定します。なお令和4(2022)年度末時点で計61の財産を留保財産として選定しております。

## 地域別の目安

ブロック	エリア		最低面積
	都道府県	市区町村	
首都圏	東京	23区内・武蔵野市・三鷹市	1,000㎡
	神奈川	横浜市・川崎市・相模原市	
	埼玉	さいたま市・川口市	2,000㎡
	千葉	千葉市	
近畿圏	大阪	大阪市・堺市・守口市・東大阪市	2,000㎡
	京都	京都市	
	兵庫	神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市	
北海道	北海道	札幌市	2,000㎡
東北	宮城	仙台市	2,000㎡
	新潟	新潟市	
北陸	石川	金沢市	2,000㎡
東海	愛知	名古屋市	2,000㎡
	静岡	静岡市・浜松市	
中国	広島	広島市	2,000㎡
	岡山	岡山市	
四国	香川	高松市	2,000㎡
	愛媛	松山市	
九州	福岡	福岡市・北九州市	2,000㎡
	熊本	熊本市	
沖縄	沖縄	那覇市	2,000㎡

※ 留保財産の対象地域は、上記市区町村の行政区域のうち、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に係る最新の国勢調査に基づく人口集中地区(DID)とする。

### 地域や規模の留保基準を満たすものの、個別的な要因から留保財産としない例

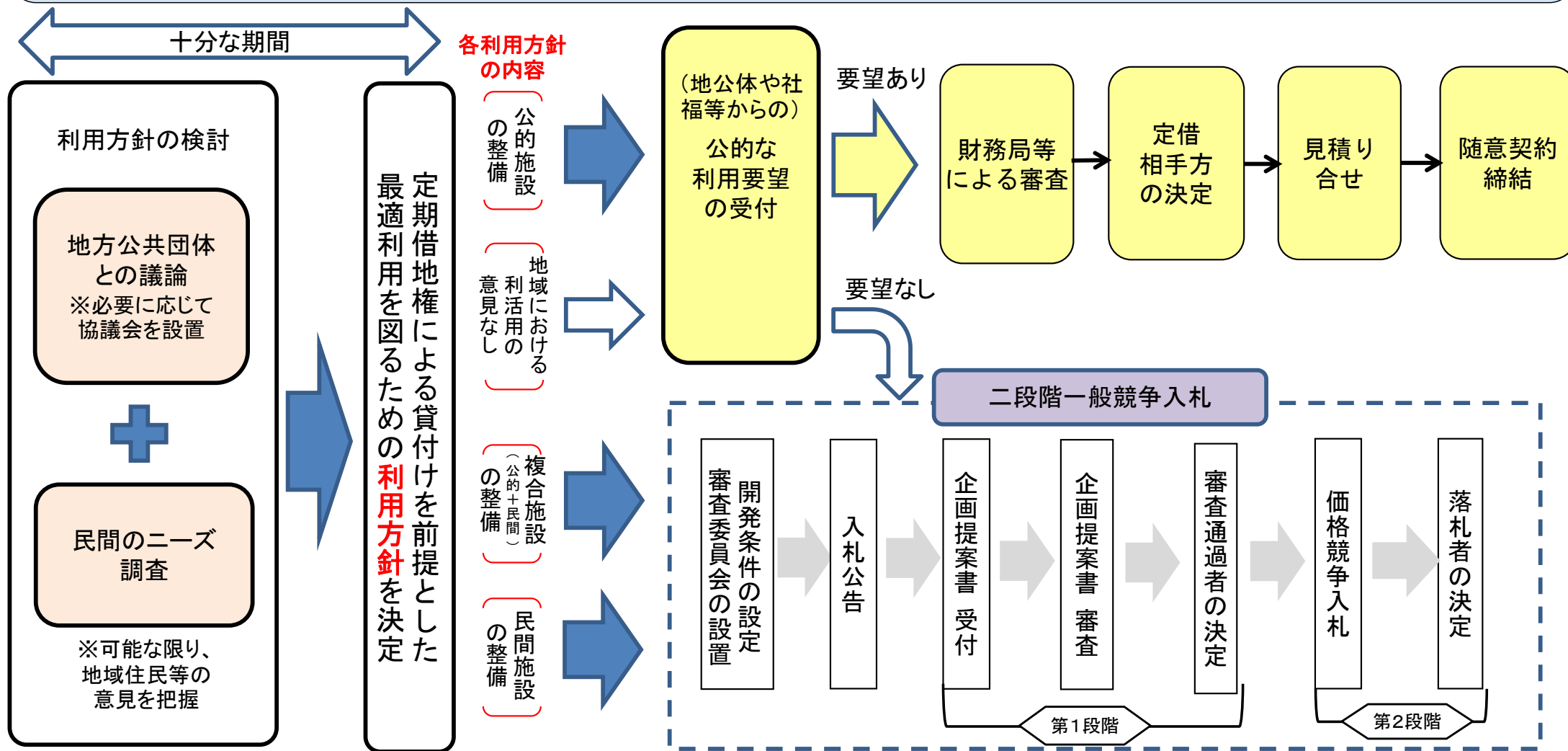
- ・ 土地の形状が路地状である、あるいは道路幅員や接道の長さが大規模建築物等の建築に係る条例を満たしていないなど、開発制限が大きく、かつ、当該制限を緩和する可能性も見込まれない土地
- ・ 地域における活用が特に考えられず、万が一、将来に取得の必要性が生じても、代替地の取得に特に支障がないと考えられる土地

### 地域や規模の留保基準を満たさないものの、個別的な要因から留保財産とする例

- ・ 人口増加や再開発エリア、コンパクトシティ実現のための立地適正化計画における都市機能誘導区域内に位置するなど、今後、地域・社会のニーズが見込まれる土地
- ・ 2,000㎡未満の土地であるが、公共交通機関のターミナル駅至近など立地条件が非常に優れ、基準容積率が高く、高度利用が可能など、希少性や有用性が高い土地

# 留保財産の利用方針の策定

○ 留保財産については、地方公共団体と議論を行うとともに、民間のニーズ調査を実施するなど、期間を十分にとって、地域のニーズを広く掘り起こしながら、定期借地権による貸付を前提とした最適利用を図るための利用方針を策定します。令和4（2022）年度末時点で26件の利用方針を策定しています。

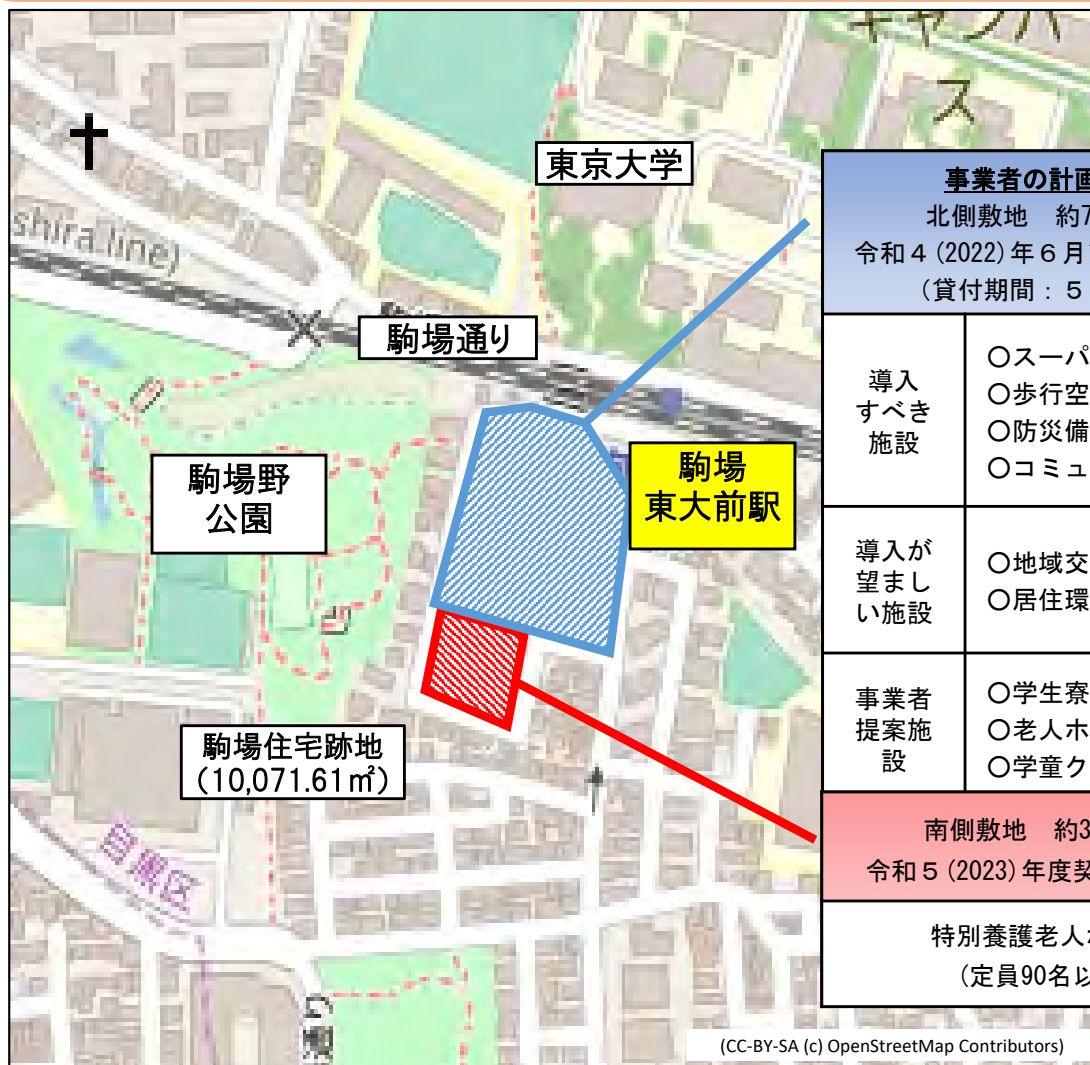


## 【貸付期間】

- ①公的施設・複合施設（公的+民間）の場合 ⇒ 事業用定借（10～30年）と一般定借（50年以上）のどちらも可能
- ②民間施設の場合 ⇒ 事業用定借（10～30年）が原則。ただし、地方公共団体の同意など一定の要件を満たす場合には一般定借（50年以上）も可能

# 留保財産の活用事例(駒場住宅跡地)

- 平成29(2017)年5月に目黒区からの活用要望を受け、具体的活用策を検討しました。
- その後、導入すべき施設を示した利用方針を作成し、令和3(2021)年3月に国有財産関東地方審議会で決定しました。
- 当該利用方針において、敷地を南北に分割し、南側敷地(約3,000㎡)には公共随意契約により特別養護老人ホームを、北側敷地(約7,000㎡)には二段階一般競争入札により選定された事業者が導入すべき施設等を整備する方針です。



<事業者作成パース図(北側敷地)>



<事業者作成鳥瞰図(北側敷地)>



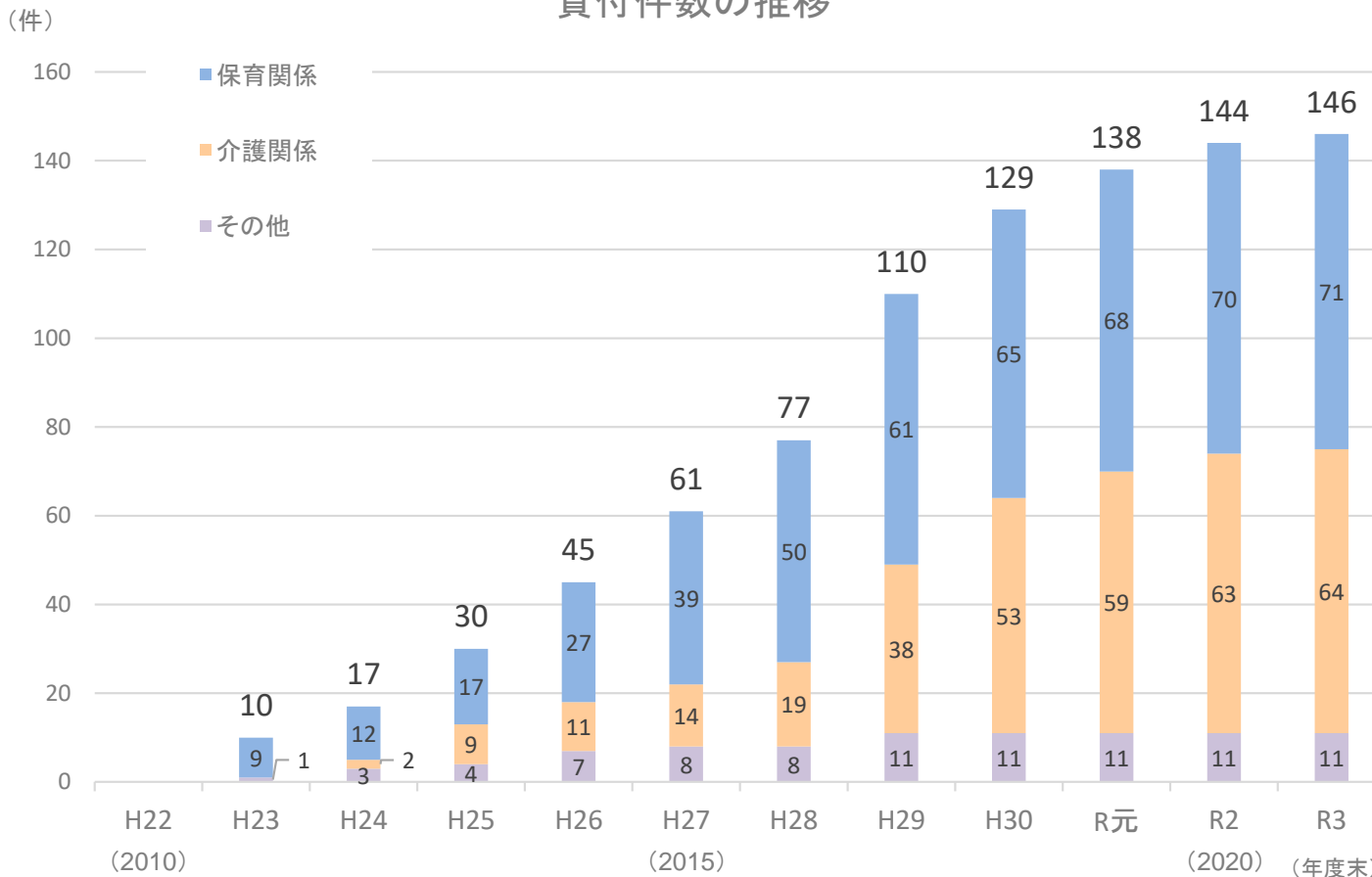
<b>事業者の計画概要</b> 北側敷地 約7,000㎡ 令和4(2022)年6月17日契約締結 (貸付期間: 54年間)	
導入すべき施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スーパーマーケット</li> <li>○歩行空間・広場</li> <li>○防災備蓄倉庫</li> <li>○コミュニティ拠点</li> </ul>
導入が望ましい施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域交流施設</li> <li>○居住環境向上施設</li> </ul>
事業者提案施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学生寮</li> <li>○老人ホーム</li> <li>○学童クラブ</li> </ul>
南側敷地 約3,000㎡ 令和5(2023)年度契約締結予定	
特別養護老人ホーム (定員90名以上)	

※ いずれの図面も提案時の図面であり、今後の協議等により変更になることがあります。

# 定期借地権を利用した貸付制度

- 平成22(2010)年、保育・介護の人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地権を利用した貸付制度を導入しました。制度導入以降、保育・介護を含む複合施設などの対象拡大の取組みを行っています。
- 令和3(2021)年度では、定期借地権を利用した貸付件数は約150件、契約金額は約40億円/年となっています。

貸付件数の推移



(注) 物納等で、国が定期借地契約の貸主の地位を継承したものを除く。

<定期借地貸付を活用した事例>

目黒区内の保育所(令和3(2021)年度開設)



横浜市内の特別養護老人ホーム(令和3(2021)年度開設)



- 昭和史の舞台にもなった旧九段会館の歴史的価値を承継しながら、国有地の高度利用と都市機能の増進を図るため、定期借地によって民間事業者の企画力・知見を活用した事例です。
- 二段階一般競争入札を実施し、都市計画等の有識者によって取りまとめられた旧九段会館の保存・活用方針を具体的な土地利用に反映させながら、地域経済の活性化等の効果を実現しています。

旧九段会館

高度利用

定期借地による

“民間ノウハウ活用”

保存

九段会館テラス

## 〈 定期借地契約の概要 〉

貸付面積	8,765.85㎡ (約2,651.66坪)
貸付期間	70年間 (平成30年3月～令和70年2月)
貸付料 (契約時)	約67億円 (貸付料3年分)

## 〈 九段会館テラスの概要 〉

設置施設	オフィス、カンファレンス、商業施設 等
建物規模	地下3階 地上17階
延床面積	68,036.35㎡ (約20,580.99坪)

昭和 9(1934)年 軍人会館として建築  
昭和11(1936)年 二・二六事件にて、  
戒厳司令部が置かれる

平成30(2018)年 民間事業者と定期借地契約締結  
令和 4(2022)年 九段会館テラス竣工

# 引き取り手のない不動産の 発生への抑制に向けた対応について

- 相続人が不存在の場合、清算手続後の残余財産は国庫に帰属することとなっており、土地・建物等の国庫帰属財産は趨勢的に増加しています。
- 今後、国庫帰属の増加が懸念される中、通達を制定し、事務の統一化や国庫帰属財産の実態把握等に努めています。

## 【財政制度等審議会 国有財産分科会答申(R1(2019).6.14)(抜粋)】

(2) 引き取り手のない不動産の発生の抑制に向けた対応

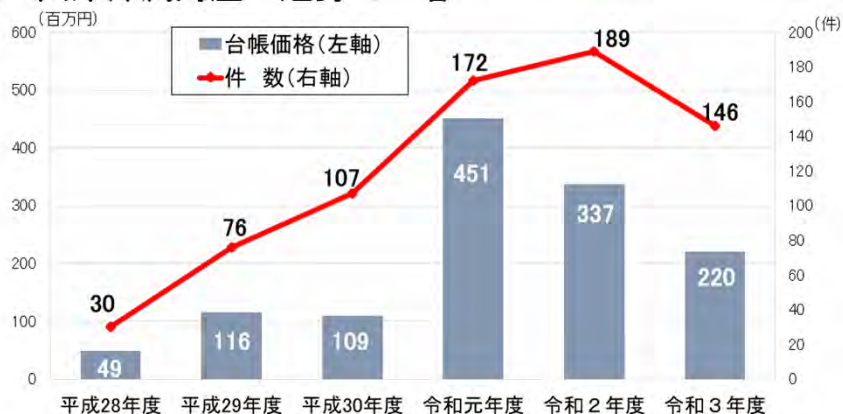
② 相続人不存在の場合における清算後の残余財産の国庫帰属

(略) 今後、高齢化が進む中で相続放棄などにより相続人不存在となるケースが増えることも懸念される中、国有財産の管理は国民負担により行われているものであることを踏まえれば、これまで以上に国庫帰属の状況を把握することも重要である。

このため、国庫帰属にあたり、多額の管理費用を要する事案が生じた場合などにおいて、必要に応じ、相続財産管理人等に、事案の経緯などについて十分な説明を求めるなど、財産の引受け手として、積極的に国庫帰属に係る実態把握に努めるべきである。

### 【現状】

○ 国庫帰属財産は趨勢的に増加



○ 適切に管理されていない財産が増加するおそれがあるため、財産の引受け前に実態把握等の対応が必要。



### 【通達制定による効果】

- 事務の統一化及び明確化  
⇒ 引受け手続が分かりにくい、建物に残置された動産の帰属先が不明確といった問題を解消
- 国庫帰属財産の実態把握  
⇒ 手続の早期段階から家庭裁判所及び相続財産清算人と連携し、将来的に国庫帰属が見込まれる財産の実態把握を可能に
- 管理コストの低減  
⇒ 財産の管理費用は国民負担となることから、相続財産清算人に動産の撤去や境界確定などを依頼
- 国庫帰属手続きの円滑化  
⇒ 宅地建物取引業協会等の専門機関と連携し、引受け前の境界確定などの対応のスムーズ化

# 相続土地国庫帰属制度について

普通財産

- 所有者不明土地の発生を予防するための仕組みの一つとして、相続等により取得した土地所有権を国に帰属させる制度が創設されました。(相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律)
- 本制度により国庫に帰属する土地のうち、農用地又は森林以外の土地は、財務省(財務局)が管理・処分を行います。(施行日は、令和5(2023)年4月27日)

## 法務省資料

R5.4.27  
施行

### 背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

### ★土地問題に関する国民の意識調査

(出典：平成30年農林土地白書)  
土地所有に対する負担感  
負担を感じたことがある又は感じると思う  
約42%

### ★令和2年法務省調査

土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯  
約20%

## 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号) 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(令和4年政令第316号)

- 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度を創設。  
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施(帰属法2Ⅲ、5Ⅰ)。
  - (1) **土地の要件** 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可  
例) 建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地 など
  - (2) **負担金等** 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要(帰属法10Ⅰ)  
※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料の納付も必要。
- 国庫に帰属した土地は、**普通財産として、国が管理・処分**
  - ・ 主に農用地として利用されている土地、主に森林として利用されている土地 → **農林水産大臣**が管理・処分(帰属法12Ⅰ)
  - ・ それ以外の土地 → **財務大臣**が管理・処分(国有財産法6)

### 手続イメージ

#### 1 承認申請

【申請権者】  
相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者  
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

#### 2 法務大臣(法務局)による 要件審査・承認

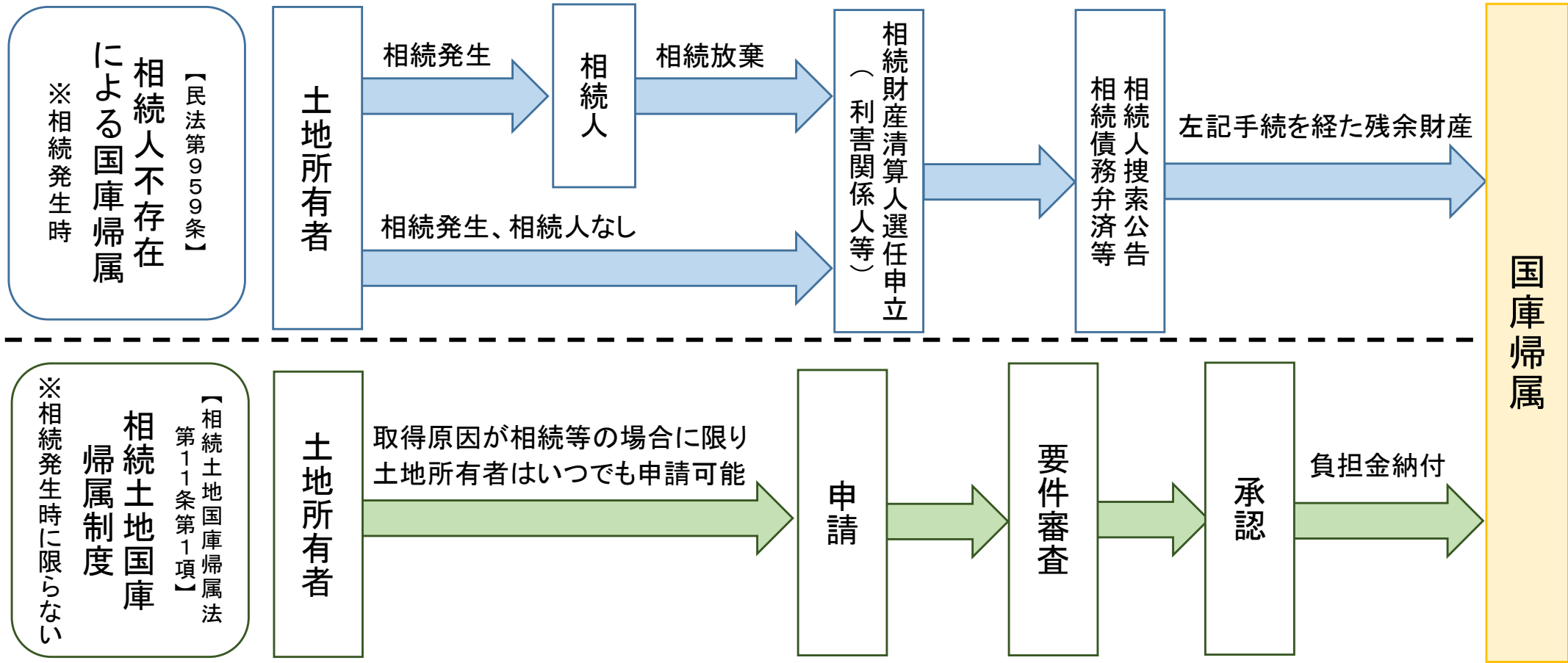
- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

#### 3 申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付

#### 4 国庫帰属



# (参考)相続人不存在による国庫帰属と相続土地国庫帰属制度との手続きの違い



(参考)

民法(明治29年法律第89号) (抜粋)

第959条 前条(\*)の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。

\* 相続人搜索の公告期間内に相続人としての権利を主張する者がなかった場合に、相当と認めるときは、家庭裁判所は特別縁故者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

相続土地国庫帰属法(令和3年法律第25号) (抜粋)

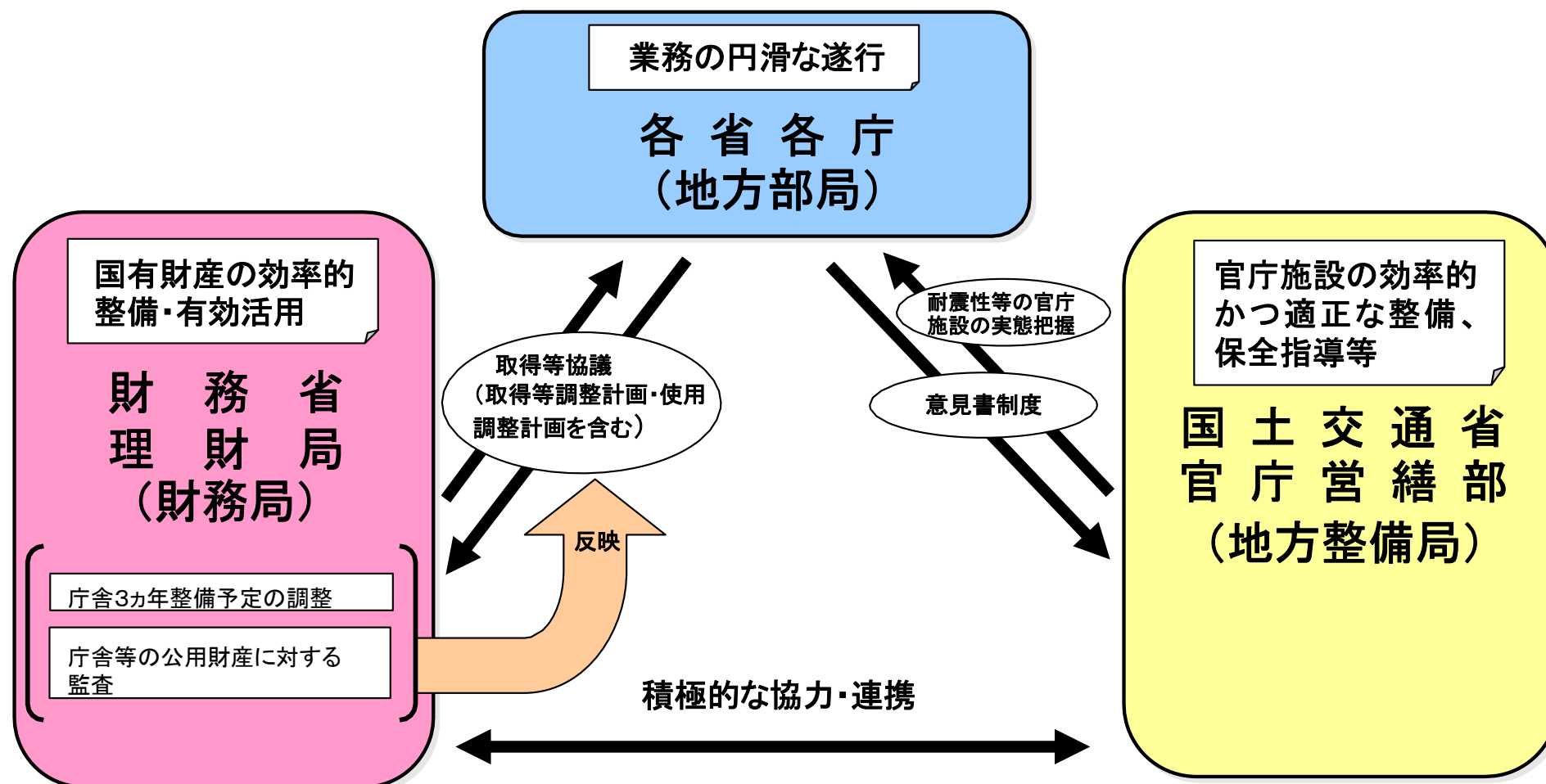
第11条 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時ににおいて、第5条第1項(\*\*)の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

\*\* 法務大臣は、承認申請に係る土地が不承認要件に該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。

# 庁舎の取得・使用調整について

○財務省は、各省各庁の庁舎整備にあたり、庁舎整備を実施する国土交通省との連携の下、効率的な取得、使用に向けて、各省各庁と調整、協議を行っています。

## 庁舎の取得・使用調整に関する関係省庁間の連携



- 中央官衙地区及びその周辺など庁舎が不足している地域においては、再開発により国が取得する権利床を庁舎として活用することとしています。
- 虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業により国が取得する権利床について、中央省庁の狭あい解消及び民間借受の解消を図るため、庁舎として活用することとし、公正取引委員会（中央合同庁舎6号館）、人事院（中央合同庁舎5号館別館）、個人情報保護委員会（民間借受）、食品安全委員会（民間借受）が入居する予定です。

## 【虎ノ門再開発建物】



※UR都市機構作成（イメージパースについては、計画段階のものであり、変更が生じる可能性がある。）

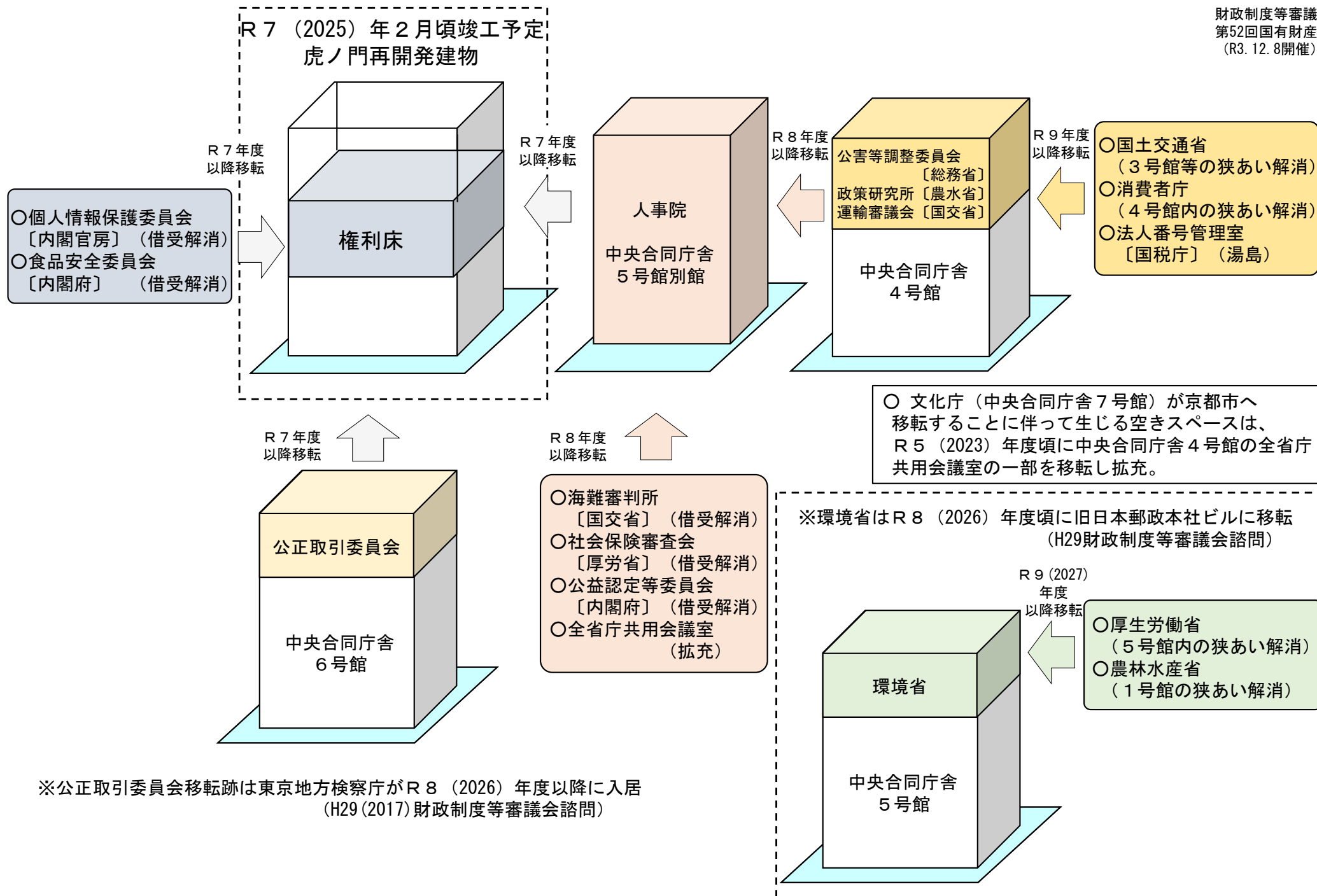
## 【虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業】

- 〔敷地面積〕  
約22,500㎡
- 〔延床面積〕  
約266,200㎡
- 〔建築物の階数・高さ〕  
業務棟：約180m 地上38階 地下2階  
病院棟：約99m 地上19階 地下3階
- 〔業務棟竣工予定〕  
令和7年2月
- 〔国が取得する権利床〕  
業務棟のうち、9F～15F（約23,200㎡）

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
公正取引委員会	約 10,000㎡	移転	令和7（2025） 年度以降	【移転による中央省庁の狭あい解消】 公正取引委員会と人事院が虎ノ門再開発建物へ移転することに伴って生じる空きスペースを活用して中央省庁の狭あい解消を図るもの。 【借受解消】 民間倉庫の借受解消により借受料年額約3百万円が縮減されるもの。
人事院	約 8,300㎡			
個人情報保護委員会	約 2,200㎡			
食品安全委員会	約 1,700㎡			
共用会議室	約 1,000㎡	新設		【会議室の確保】
合計	約 23,200㎡			

# 虎ノ門再開発建物(権利床)を活用した中央省庁の事務室等の狭あい解消

財政制度等審議会  
第52回国有財産分科会  
(R3.12.8開催) 諮問



# 国有財産の有効活用について

- 国有財産法において、国の庁舎等の行政財産は、国有財産の効率的利用等の観点から、行政財産の用途又は目的を妨げない場合には、管理する官庁の許可によって認めることができるものとされています。

## 国有財産法（昭和23年法律第73号）（抄）

（処分等の制限）

第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

### これまでの主な使用許可例

✓ 自動販売機    ✓ 電柱敷地    ✓ 食堂    ✓ 売店

### 使用許可等の実績（令和3（2021）年度末）

件数：約15,000件    金額：約50億円/年

（注）一般会計に所属する財産について、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条に基づき、各省各庁の長が作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」により作成。

## 取り組み例

### 5G基地局

港南台住宅（神奈川県）



写真提供元：関東財務局

### BOX型サテライトオフィス

広島合同庁舎



写真提供元：中国財務局

### キッチンカー販売

岐阜合同庁舎



写真提供元：東海財務局

### 電気自動車用充電器

福岡合同庁舎



写真提供元：タイムズ24株式会社

### カーシェアリング

枚方合同宿舎（大阪府）



写真提供元：近畿財務局

### シェアサイクル

熊本地方合同庁舎



写真提供元：九州財務局



- 筑波研究学園都市に所在する研究交流センター（文部科学省）について、会議室等の利用率が低調となっていたことから、会議室等をスタートアップ企業向けオフィスとして公募し、3者のスタートアップ事業者が入居しました。

【研究交流センター外観】



【スタートアップ事業者入居前】



【スタートアップ事業者入居後】



写真提供元：文部科学省

○ 未利用財産の管理コスト削減や有効活用の観点から、財産の売却等を行うまでの間、暫定的な貸付けを行っています。

## 具体的な事例



- ・用途 工事関係
- ・所在地 岡山県岡山市
- ・面積 801.07㎡
- ・相手方 民間事業者
- ・貸付日数 212日間
- ・貸付料 26万円

※ 貸付終了後に売払い済



- ・用途 駐車場
- ・所在地 島根県松江市
- ・面積 636.62㎡
- ・相手方 島根県
- ・貸付日数 366日間
- ・貸付料 176万円

※ 貸付中



- ・用途 駐輪場
- ・所在地 札幌市中央区
- ・面積 1,332.79㎡
- ・相手方 札幌市
- ・貸付日数 731日間
- ・貸付料 9,689万円

※ 貸付中(留保財産)



- ・用途 ヘリポート
- ・所在地 沖縄県石垣市
- ・面積 2,176.36㎡
- ・相手方 沖縄県
- ・貸付日数 1,095日間
- ・貸付料 574万円

※ 貸付中

## 主な用途

- ・工事関係(資材置場、仮設事務所等)
- ・駐車場(駐輪場含む)
- ・イベント関係(モデルルーム、海水浴場等)
- ・公的利用(仮校舎、ヘリポート等)

## 令和3(2021)年度実績

契約件数	契約金額
約200件	約4億円

- 暫定貸付によることができない場合でも、未利用財産の管理コスト削減の観点から財産の管理を委託しています。

## 具体的な事例



- ・ 用途 史跡保存用地
- ・ 所在地 岡山県総社市
- ・ 面積 389.00㎡
- ・ 相手方 総社市



- ・ 用途 児童の遊び場及び緊急避難場所
- ・ 所在地 愛知県瀬戸市
- ・ 面積 197.65㎡
- ・ 相手方 瀬戸市



- ・ 目的 契約締結までの維持管理
  - ・ 所在地 東京都目黒区
  - ・ 面積 2,950.02㎡
  - ・ 相手方 社会福祉法人
- ※ 留保財産を契約予定相手方に管理委託

## 主な用途等

- ・ 史跡保存用地
- ・ オープンスペース(多目的広場、児童の遊び場、緊急時の避難場所等)
- ・ 財産の維持管理

## 令和3(2021)年度末時点ストック

契約件数	契約数量
約530件	約2,600万㎡